

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの取扱いについて(通達)

改正 平成 7 年 11 月 10 日消防危第 151 号

鋼製強化プラスチック製二重殻タンクについては、危険物の規制に関する政令第 13 条第 2 項並びに危険物の規制に関する規則第 24 条の 2 の 2 第 3 項及び第 4 項に規定する基準によるほか、「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」(平成 5 年 9 月 2 日付け消防危第 66 号消防庁危険物規制課長通知。以下「66 号通知」という。)により、その統一的運用をお願いしているところである。

鋼製強化プラスチック製二重殻タンク(以下「二重殻タンク」という。)は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために新たに開発されたものであり、その構造等が政令等に定める基準に適合しているか否かについては、二重殻タンクの設置の都度、各市町村長等により判断されることとなる。しかしながら、二重殻タンクの構造、施工・試験方法、品質管理等に係る知見は十分に周知されていない実態にある。

このような状況を踏まえて、今般、二重殻タンクの安全性の確認に関する市町村長等の審査・検査事務の効率化の一助とするため、当庁の指導に基づいて、危険物保安技術協会(以下「協会」という。)において、本年 2 月 1 日より、二重殻タンクの強化プラスチックの被覆及び検知管(以下「二重殻タンクの被覆等」という。)並びに漏洩検知装置に係る構造等に関する試験確認を実施するとともに、試験確認を行った二重殻タンクの被覆等及び漏洩検知装置に対しては、別添の型式試験確認済証を貼付することとした。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、この試験確認制度(別添参考資料参照)を活用され、審査・検査にあたられるようお願いする。

なお、二重殻タンクの構造等に係る政令等に規定されていない二重殻タンクの被覆等又は漏洩検知装置については、協会において、別途、当該政令等に定める基準と同等以上の効力を有するか否かについて評価することとしているので、危険物の規制に関する政令第 23 条を適用するにあたって活用されたい。

おって、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

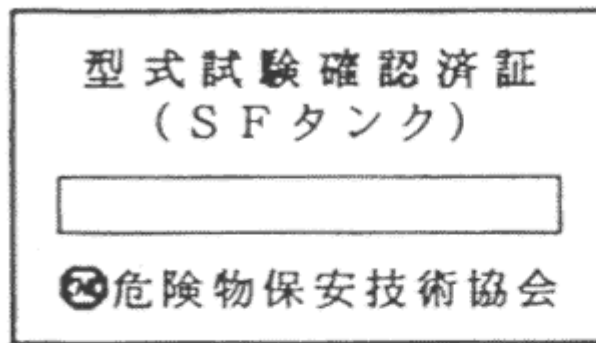
記

- 1 協会の二重殻タンク又は二重殻タンクの被覆等に係る型式試験確認済証が貼付された二重殻タンクの被覆は、政令等に定める強化プラスチックの被覆の構造等に関する技術基準に適合していると認められるものであること。したがって、66 号通知 5(1)に掲げる事項に係る完成検査は、型式試験確認済証が貼付されていることを確認することをもって足りること。
- 2 協会の二重殻タンクに係る型式試験確認済証が貼付された二重殻タンクの検知管及び漏洩検知装置並びに二重殻タンクの被覆等に係る型式試験確認済証が貼付された二重殻タンクの検知管及びその内部に設けられた協会の型式試験確認済証が貼付された漏洩検知装置は、政令等に定める危険物の漏れを検知する設備の構造に関する技術基準に適合していると認められるものであること。したがって、完成検査は、型式試験確認済証が貼付されていることを確認することをもって足りること。
- 3 協会の二重殻タンクに係る型式試験確認済証が貼付されていない二重殻タンク、二重殻タンクの被覆等に係る型式試験確認済証が貼付されていない二重殻タンクの被覆若しくは検知管又は協会の型式試験確認済証が貼付されていない漏洩検知装置については、政令等に定める鋼製強化プラスチックの被覆の構造等に関する技術基準又は危険物の漏れを検知する設備の構造に関する技術基準に適合していることを確認することが必要となるものであること。したがって、66 号通知 5(1)及び(2)に掲げる事項に係る完成検査は、立会いの下に設置者に所要の試験を実施させること等により行うこと。

別添

鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに関する型式試験確認済証

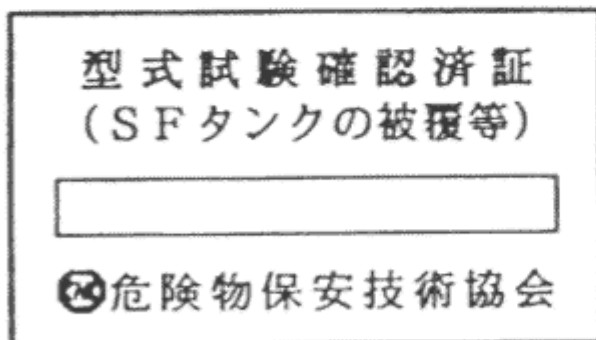
1 二重殻タンク



備考

- 1 型式試験確認済証の材質は、金属板とし、寸法は、縦50ミリメートル、横70ミリメートル、厚さ0.2ミリメートルとする。
- 2 型式試験確認済証の地は黒色とし、文字、KHKマーク及び整理番号用枠内は消銀色、整理番号は黒色とする。

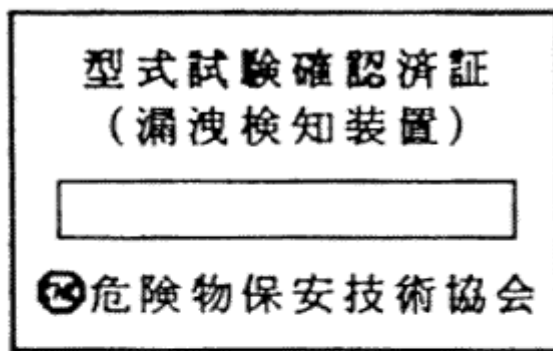
2 二重殻タンクの被覆等



備考

- 1 型式試験確認済証の材質は、金属板とし、寸法は、縦50ミリメートル、横70ミリメートル、厚さ0.2ミリメートルとする。
- 2 型式試験確認済証の地は赤色とし、文字、KHKマーク及び整理番号用枠内は消銀色、整理番号は黒色とする。

3 漏洩検知装置

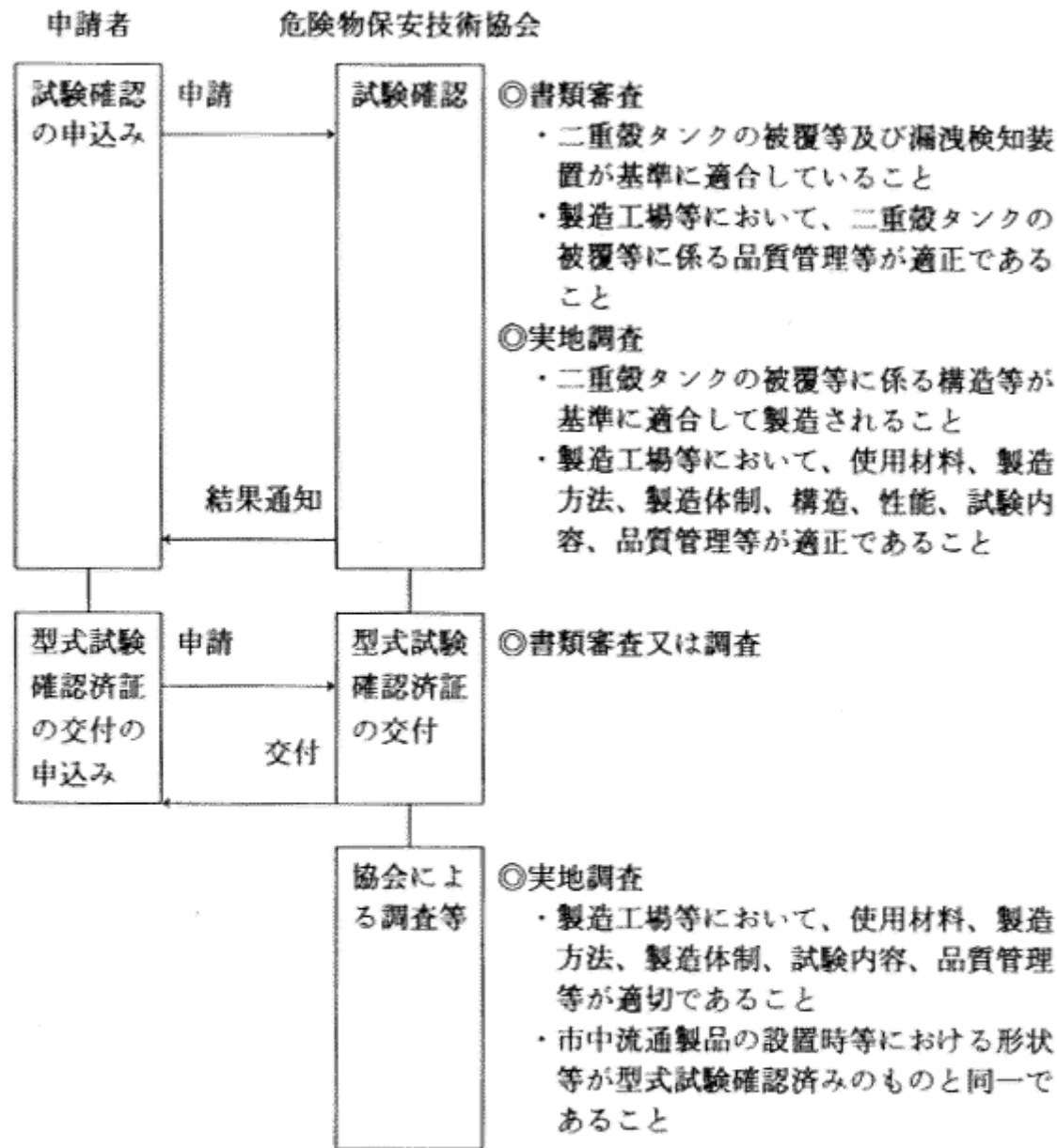


備考

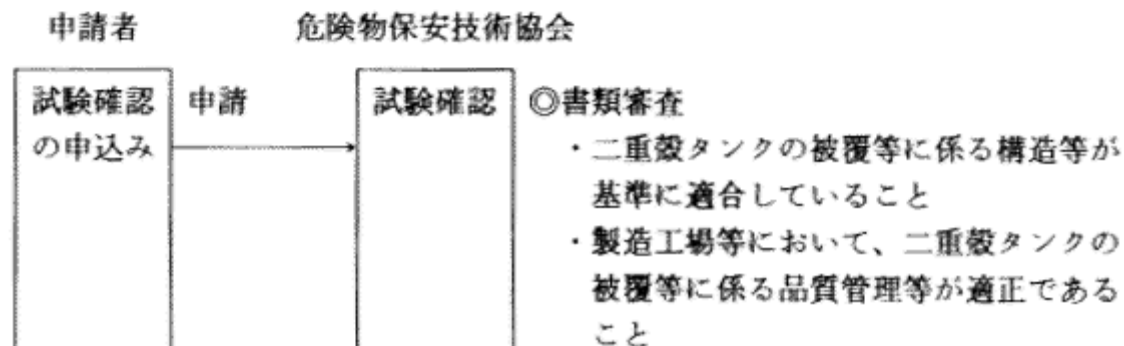
- 1 型式試験確認済証の材質は、表面をラミネート加工したテトロンとし、寸法は、縦24ミリメートル、横45ミリメートル、厚さ0.025ミリメートルとする。
- 2 型式試験確認済証の地は黒色とし、文字、KHKマーク及び整理番号用枠内は消銀色、整理番号は黒色とする。

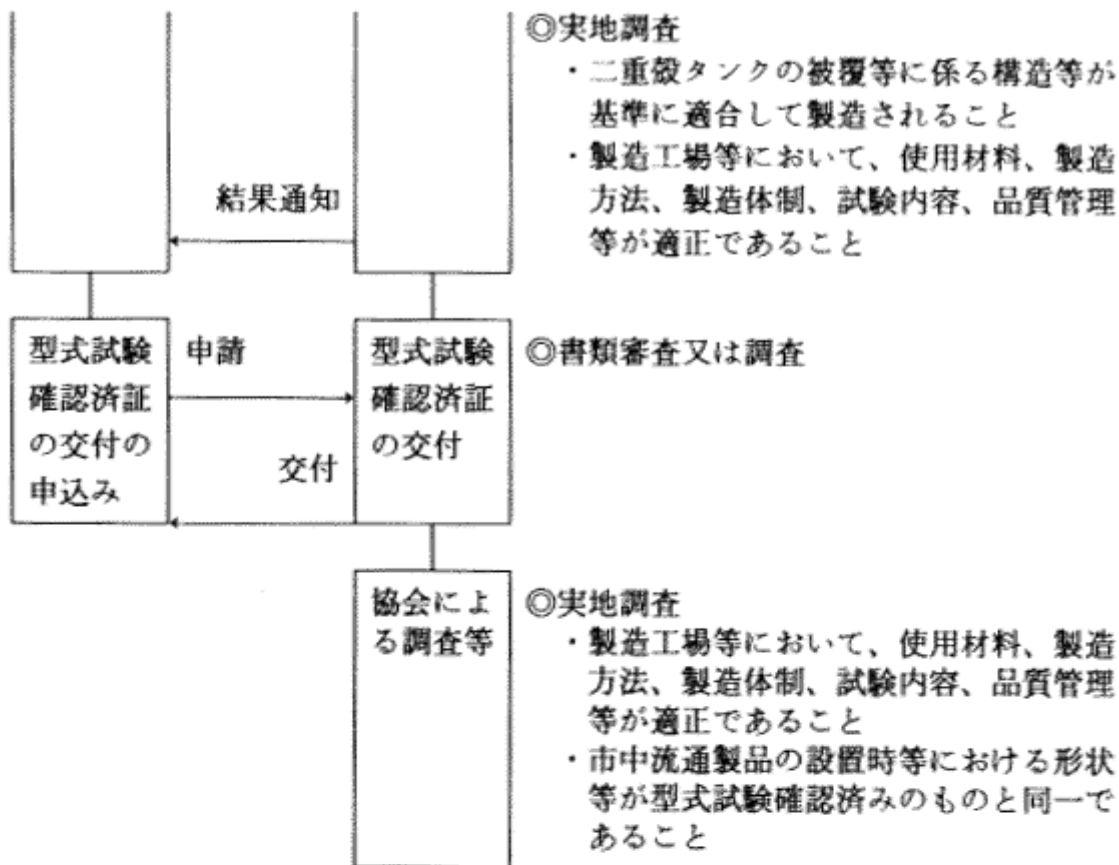
鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに関する試験確認制度

1 二重殻タンク



2 二重殻タンクの被覆等





3 漏洩検知装置

